

茂原市まちづくり条例策定協議会 第15回会議 概要

| | |
|-------------------------|---|
| 開催日時 | 平成27年2月13日（金） 13時～ |
| 開催場所 | 茂原市役所5階502会議室 |
| 出席者 | 協議会委員18名（うち3名所用のため欠席） 事務局（鶴岡企画政策課長、平井企画政策課長補佐、風戸企画政策課主査、 荻込企画政策課主事） |
| 会議次第 | 1.開会 2.議題 (1) 提言書項目の検討について ・第7章 行政運営の基本原則 ・第6章 ひらかれた議会 (2) その他 3.閉会 |
| 会議要旨 | 2.議題 (1) 提言書項目の検討について |
| 事務局(企画 政策課長) 関谷会長 | <ul style="list-style-type: none">・ 13時現在の出席者は15名。定足数に達したため、会議は成立した。・ ここからの進行は関谷会長にお願いする。・ いつものように、13時から16時までというスケジュールで進めてまいりたい。・ 今日の内容は、前回までご議論いただいていた第7章の「行政運営の基本原則」について、改めてたたき台を「暫定稿その9」としてまとめているので、それをご確認いただくということと、実効性の確保もご確認いただいた後、議論の中心は、「第6章 ひらかれた議会」になる。 |
| 事務局(企画 政策課主査) | <ul style="list-style-type: none">・ 議論を始める前に、事務局から資料についての説明をお願いしたい。・ 本日の資料は、事前にお送りした「暫定稿その9」、議会の章に関する議会対案、概念の整理、まちづくり条例体系図と答申の案、前回協議会における傍聴者からの感想である。・ 傍聴者の皆様には、これに加えて、提言書を抜粋した資料及び「感想等記入用紙」をお配りした。・ 初めに、「暫定稿その9」について。前回の協議会での議論を踏まえ、たたき台を作成した。・ 第35条の「政策法務」については、前回の議論を踏まえ、第2号を「国の法令等を解釈し、運用する」とした。また、逐条解説の3点目について、「地域の課題を解決するため、国の法令等を主体的に解釈、運用する」とし、「訴訟等により問題を解決していく」という表現は削除した。・ 第36条の「行政手続」については、前回、特段の修正がなかった。 |

- 第 27 条の「危機管理」については、条文中の表現を「迅速かつ的確に対応」と修正するとともに、逐条解説に「きめ細か」という文言を加えた。
- 第 37 条の「国等との連携」については、市が、地域の課題解決に主体的に取り組むとともに、必要に応じて国、県等と連携を図るということで、前回ご議論のあった「補完性」の話について、逐条解説で、「より大きな単位である国や県と相互に協力及び連携」とうたっている。
- 第 39 条の「条例の見直し」については、前回の議論を踏まえ、「4 年」という数字を明記し、「4 年を超えない期間ごとに」という表現とした。逐条解説の 2 点目には、「急を要する場合はこの限りでない」としている。また、前回の議論を踏まえ、逐条解説には、「検証する際には、策定時と同様に幅広い意見を聴く」旨を加えている。
- 次に、議会対案について。本日、暫定稿をご確認いただいた後、議会の章についてご議論いただくことになると思う。議会側から、議会の章についての対案をお預かりしたので、皆様に事前にお配りした。
- 次に、概念整理について。これまでの協議会における議論を踏まえ、概念を整理する概略図を作成した。
- まず、市民、住民、市民等について。提言書では、住民に加えて、在勤・在学者、法人や団体等を全て含めて「市民」と広く定義している。しかしながら、協議会でのこれまでの議論では、「市民＝住民」、市内に住所を有する人というイメージが強く、権利の源、権原である「市民」と、実際のまちづくりを担っていく担い手である「市民等」を描き分ける必要があるのではないかと受け止めている。
- この観点から、これまでの条文を見ていくと、ほとんどの条文では、「市民」とあるところを「市民等」と置き換えればよいものと思われるが、下線を引いた部分、例えば第 16 条の「地域まちづくり協議会を設置する主体」としては、地域に住んでいる「市民」であり、まだ積み残しとなっているが、第 17 条の住民投票で意思を確認する相手方は「市民」、また、市長に負託している主体も「市民」というような形で、権原である「市民」と、まちづくりの担い手である「市民等」を明確に描き分ける必要があると考え、このような整理をした。
- 次に、「市政」と「まちづくり」について。保留になっていた部分も多いと思うが、これまでの議論の中で、「市政」は行政と議会、「まちづくり」は、それらも包括したさらに広い範囲での取り組みというような印象を受けている。明確な定義はしていないが、個人や団体が活動する部分を「市民活動」とし、「市政」と「市民活動」を包括した広い概念として「まちづくり」を捉えるならば、「市民活動」と「市政」が重なる部分が「協働」になるのではないかと考え、図を作成した。
- このような認識の下、これまでの条文を見ていくと、本条例は幅広い「ま

ちづくり」に関する基本的な事項を定めるものであるが、市及び議会が保有するのは「市政」に関する情報、市民の意見等を「市政」に反映させるよう努めるなど、「市政」と「まちづくり」を使い分ける場面が出てくると思う。

- 次に、「市」と「市長」、「執行機関」について。執行機関である「市長」と教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会のような「その他の執行機関」を含めて「市」と定義するという形でご議論いただいていた。だいたいの条文については、主語が「市」でよいと思うが、例えば第 25 条は「市長の役割と責務」ということになるので、「市」ではなく「市長」が主語になる。また、財政運営を行うのは「市長」であるなど、「市」と「市長」を使い分けていく必要があると思う。
- 最後に、「地域コミュニティ」について。市の中に、大小の地域コミュニティがあり、重なりあったり、中に含まれていたり、それぞれの地域でいろいろなコミュニティがある。その中を拡大して見ると、そこを担っているのは「市民等」であり、地域コミュニティが市民等によって支えられているというイメージ図をお示しした。
- 論点としては、地域コミュニティを議論した際に、これを「場」としてとらえるか、「主体」としてとらえるかという話があったと思う。先ほど説明した「市民等」のところに戻っていただくと、まちづくりの担い手としては、自然人である在住、在勤・在学者、法人である団体、法人等を含めた「市民等」を、幅広いまちづくりの担い手としていたが、それを「地域」という切り口で切ったときに、「地域コミュニティ」という場面が出てくる。
- 次に、条例の体系図と答申案について。今ご説明した概念の整理を踏まえ、体系図と今後まとめていく答申の案を作成した。以前、丸嶋委員から、暫定稿を取りまとめた資料を作成してほしい旨のお話があったので、この答申案は、いつの時点の暫定稿なのかを、日付入りでまとめたものである。最終的には、日付等を削除して清書したものが答申になるとイメージしていただければと思う。
- 答申案の作成にあたっては、総務課の法規担当と事前に相談し、法技術的な観点から、協議会の提案・協議の趣旨を変えない形で、条例に適した形に修正を加えている。
- 具体的に申し上げますと、第 2 章の「第 5 条 情報の共有」については、項目名が「情報の共有」であり、第 1 項は情報の共有、第 2 項と第 3 項が「情報公開」についての記載であり、法規担当によると、項目名と内容が一致しないのはふさわしくないということから、第 2 項と第 3 項を第 5 条から切り分けて、新たに「第 6 条 情報公開」とした。このように、提案の趣旨を変えない範囲で、修正を加えたものである。
- 第 3 章の章題は、もともと「市民参加のまちづくり」となっていたが、

第4条の「まちづくりの基本原則」では、「情報共有、参加、協働」が3原則であるとうたっており、第2章が「情報の共有」、第5章の名称が「協働」であることに鑑み、第3章を「参加」とした。

- 第4章の章題は、もともと「市民自治の仕組み」となっていたが、ここを議論していたとき、これは「地域自治」の話ではないかというご意見があった。実際に、この中でうたわれているのは、地域コミュニティや地域まちづくり協議会のことである。第17条がもともと「地域におけるまちづくり」となっていたが、第4章の章題を「地域におけるまちづくり」とし、第17条では地域まちづくり協議会のことがかうたわれているので、項目名を「地域まちづくり協議会」とした。
- 第6章は、本日これからご議論いただくことになるが、もともと「ひらかれた議会」となっていた。しかしながら、第7章が「行政運営の基本原則」となっており、第6章の章題を「議会運営の基本原則」としたほうが、釣り合いが取れるため、そのように修正した。
- このように、本日ご説明した概念の整理や体系図に沿って、暫定稿に一部修正を加えながら、答申案を作成した。これを今後ご確認いただくことになる。
- 本日は、暫定稿その9の確認と、議会の章をご議論いただいた後に、積み残しである住民投票や前文・総則についてご議論いただくことになると思うので、この答申案の確認作業までは行かないと思うが、早めにお目通しいただく意味で、配布させていただいた。
- まず、暫定稿その9をご覧いただきたい。前回までにご議論いただいていたことを、現段階でまとめたものである。これについて、改めてご意見等があればお願いしたい。
- 事前に、北田委員から第35条、第36条、見直し規定についてご意見をいただいている。それらについて、ご発言をお願いしたい。
- 第35条の「政策法務」について、ここに書かれている内容に問題があるわけではないが、第2号に「国の法令等を解釈し、運用すること」とある。解釈運用にあたっては、以前から議論があったように、市としての主体性を確保することが重要であると思う。どのような趣旨で解釈していくのかという文言を、文章の前に付した方が良い。地方自治法の規定にある「地方自治の本旨に基づき」を付して、市が法令等を解釈する場合には、地方自治の本旨に基づいて解釈していくとした方がよいと思う。
- 第36条の「行政手続」について、「市は、茂原市行政手続条例の規定に基づき～」とあるが、第6条の「情報公開」では、「市民等に説明する責任を全うするため、情報公開条例に基づき～」という書き方をしている。「行政手続条例」を先に持ってきてしまうと、この範囲内という狭い考え方になるので、引用条例の前に、趣旨を持ってくるべきではな

関谷会長

北田委員

いかと思う。具体的には、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るため、茂原市行政手続条例の規定に基づき～」としたほうが、より良くなると思う。

- 同様に、第7条の「個人情報の保護」でも、最初に「個人情報保護条例の規定に基づき～」となってしまうので、先に「保有する個人情報について適正に管理するため」と趣旨を明確にした上で、「個人情報保護条例の規定に基づき～」とした方が、より正確に意味が伝わるのではないかと思う。
- 実効性の確保について、前回の議論の中で、不要ではないかということで削除となったが、この条例自体が、行政執行や市民活動の中にどのように生かされているのか、その状況を定期的に検証していく必要があるのではないかと思う。
- 仮にそれをするとすれば、事務局を行政の中に置くことになるが、行政上のいろいろな事務局については、すべて行政の中に置かれている。問題は、検証や審議をするメンバーがどのような人たちになるかである。その人たちが主導権を握り、事務局を動かしていくということになれば、問題はないし、現段階では、そのような形でしかできないのではないかと思う。
- 検証のことが話題に上ったとき、かなり膨大な量になるという話があった。4年を目途に、それを一度でやるとなると、困難が大きい。定期的に、短期間で検証し、次回の見直しの際にこうすべきだということをまとめていく必要があると思う。メンバーには、市民や議会、行政の代表が出ることになる。そのようにやっていけばよい。
- 事務局を担う部署がどこになるかはわからないが、本条例が成立した場合には、本条例を遵守することを前提として、事務局が動く。今の状態の中で事務局を担うということではなく、この条例が成立した段階で、条例の趣旨を尊重して事務局が動いていくので、皆さんが懸念される問題は発生させてはいけないし、発生しないと思う。再度、皆さんのご意見をお伺いしたい。

関谷会長

- まず、第35条の「政策法務」であるが、北田委員からは、「地方自治の本旨に基づき」という文言を加えたほうがいいのではないかというご提案があった。このことについて、また、それ以外にもこの「政策法務」についてのご意見があればいただきたい。

永長委員

- 前回の議論の繰り返しになるが、「地方自治の本旨」ということについては、関谷会長からも前回お話があったように、その言葉そのものが分かりづらいということもあり、「地域の実情に合わせた」という表現になったものと思う。
- 「地方自治の本旨」という言葉は、市民の会が考えていることと、世間一般の捉え方が異なり、分かりづらいため、削除ということで、前回、

議論が終わっていると思う。

北田委員

- 確かに、「地方自治の本旨」は、かなり解釈の幅があるということはある。しかしながら、この言葉自体は、内容として何を言っているかということ、市町村の立場、住民の立場に立って、ものごとを考えていくということである。細かいところまでを言うと、いろいろと解釈が変わってくるが、それぞれが「住民のために」という考え方の下で議論をしていくことによって、内容が煮詰まっていくものだと思う。
- 「住民の立場に立って」と書いても良いが、それはそれで問題があると考え、法律用語である「地方自治の本旨」を使った方が無難であると考えた。「地方自治の本旨」ということが不適切なのであれば、「住民の立場に立って法令を解釈する」ということを申し上げたい。

森川委員

- おっしゃりたい趣旨はわかるが、「地域の実情に合わせて」という文言が入っているので、さらに付け加えなくても良いのではないかと思う。

関谷会長

- 「地方自治の本旨」という憲法の条文上の言葉をどうとらえるかについては、確かに前回、議論の中で分かりづらいというご意見もあった。
- 「地方自治の本旨」は、憲法学的にも、解釈の幅があるものである。地方の側からすれば、自分たちのことを自分たちなりにやっていくという趣旨であるが、地方にできる範囲は限られており、その範囲でやればよいという意味合いで解釈されてきたという歴史もある。そのような幅がある中で、この「地方自治の本旨」という文言を使った方が良いのかどうかという議論が、一つにはある。
- 第35条は、「地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため」となっているが、私の理解では、これは「地方自治の本旨」を一步さらに進めるものとして捉えている。逆に、「地方自治の本旨」という言葉を入れてしまうと、現在書かれていることを後退させるという解釈の可能性も出てきてしまう。「地方自治の本旨」という言葉を入れない方が、北田委員のおっしゃる趣旨が貫徹できるかもしれない。
- 「地方自治の本旨」という言葉以外にも、憲法の地方自治の条項には、解釈の幅がある。例えば、「法律の範囲内において」という文言で、その範囲を決めるのは、従来は国であった。国が決めたとおりに自治体の実施するというのが、これまでの解釈運用であった。今回、茂原市のまちづくり条例の中では、「地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図る」としている。この意味合いを最大限尊重すると言うことであれば、このままでもいいのではないかと思う。

田中委員

- 関谷会長のおっしゃるとおりだと思う。この条文を見れば、「地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、法務に関する行政の体制を充実する」とある。1号から3号まで掲げられていることは、ただ独自に動くと書かれているのではなく、条文の意味を考えれば、市民のために地方自治をやっていくという方向であり、具体的に政策法務として

3つが挙げられている。これ自体、それぞれが全てにわたって、行政当局が何を考えようと、市民をないがしろにして動いてはいけないと言っているものである。

関谷会長

- そのように考えれば、第2号で、文頭に「地方自治の本旨に基づき」と入れてしまうと、何のことかさっぱり分からなくなってしまう。下手をすると、他の2つも、違った形で捉えられてしまう。
- 今回の暫定稿の方が、わかりやすく整理されているのではないか。いろいろ入れ込むと、いろいろな解釈が入ってくる余地があるが、この書き方であれば、逃げようがないと思う。
- いま確認したような趣旨で、この第35条については解釈運用していくということであれば、下手をすると後退するような文言を入れるよりは、地域の実情や住民の状況に即して、政策を企画、実施していくというように、積極的に捉える事ができると思う。第35条については、このような形で確認させていただくことにしたい。
- 第36条の「行政手続」について、北田委員からは、「行政手続条例の規定に基づき～」、また、第7条も「個人情報保護条例に基づき」というように、「条例に基づき～」という文章になっているのを、順序を逆にして、目的を先に描いて、条例を運用していくとした方が、趣旨としても構成としても良いのではないかというご提案であった。これについてはいかがか。

永長委員

- 文章を逆にした方がすっきりするというのであれば、それでよろしいかと思うが、後ほど、市の法規担当に問題がないかを確認させていただきたい。趣旨としては、ご提案のとおりでよいと思う。

丸嶋委員

- 第2章の「情報の共有」で、第5条で「市及び議会は、市政に関する情報を市民と共有する」とあり、その次に第6条として「情報公開条例に基づき～」とある。同じように考えるのであれば、第36条についても、北田委員のご提案のとおり、先に目的を描き、「行政手続条例に基づき～」とした方がよいのではないかと思う。

関谷会長

- 第36条及び第7条も、同じような構造になっているので、全体を統一するという意味でも、趣旨に基づいて条例を運用していくという表現でも適切であると思うので、この点については、北田委員のご提案を受け入れるような形で、順序を入れ替えた形で、暫定的にまとめさせていただきたい。後日、法規担当と別途確認していただきたいと思います。
- 続いて、第39条の条例の見直しについて。たたき台は、「条例の施行後、4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化等に照らして、この条例について見直しを行う」となっているが、北田委員からは、見直しの機関の設置も含めて、もう少し踏み込んだ描き方にした方がよいのではないかというご提案だが、この点についてはいかがか。

丸嶋委員

- 前の議論のときに、これで良いのではないかと思ったが、いろいろと考

えると、これは評価をして見直しをするというスタンスである。我々の現実のまちづくりを見ると、もっとまちづくりを推進していくことに、本来は力点を置かなくてはならない。この条例は、そのためにあると思う。具体的な推進が、現実的に見えてこない。

- そのような意味で、条例の見直しではなく、逐条解説の3点目にあるように、「本条例が市民、市、議会によって市民自治によるまちづくりを進展させるための実効性の確保」というような形にして、推進委員会をここに入れてはどうか。評価は、その中で行われる。この条例が、まちづくりを明るい方向に照らしていくというようにしてはどうか。
- これまで、全体のトーンが、評価やよし悪しというイメージが強いが、これからは我々自身でより良いまちづくりをしていこうということであり、そのためには、住民の皆さんで、評価ではなく推進のための委員会を作り、実効性の確保をしていくという、スタンスを変えた条文にしていただければと提案したい。
- ポイントとして、北田委員のご意見は、検証、審議することを明確にうたうということであり、丸嶋委員のご意見は、そのようなことももちろんだが、まちづくりを推進していくという部分で、実効性を担保した方がよいというものであった。
- 単に条例の見直しということだけではなく、この条例が的確に運用されているかどうかという「検証、審議」、また、この条例全体の目的である「まちづくりの推進」という意味合いのことを入れるべきかどうかということと、それを推進するにあたって、何らかの機関・組織を設置するというところまで踏み込んで描くべきかどうか。このあたりが論点になってくるところだと思う。それを踏まえて、もう少しご意見を頂戴したい。
- この条文だけを見ると、「誰が」ということがとても強く疑問に思った。北田委員や丸嶋委員からご意見があったような組織やセクションを、市、議会、市民から推薦するなりして選出するという文言が入った方が、より分かりやすいのではないかと思う。
- 前回出た議論では、第39条の主語は「市長は」となっているが、市長以外はどうなのかという論点もある。文字どおり、市民、市、議会全てに関わる条例である以上、それらの代表者という言い方が適切かどうかいろいろ分かれるところであるが、そこから選ばれた人たちが、見直し、検討していくということを入れるべきかどうかである。
- そうすると、第17条の「地域まちづくり協議会」との整合性がおかしくなってしまうのではないか。地域まちづくり協議会は、地域に根差した協議会を作るということであると思うが、そこに評価委員会のようなものを作ってしまうと、おかしいことになってしまうのではないかと思う。

関谷会長

森川委員

関谷会長

千葉委員

永長委員

- もしも、評価等の組織を置くのであれば、地域まちづくり協議会の組織を確立させ、その積み重ねとしてやっていくという方法もあり得ると思う。
- 地域まちづくり協議会が、一生懸命取り組んでいるのに、評価委員会からダメだと言われたら、何のためのまちづくりなのかということになる。委員を行政が選ぶとなると、行政が思い通りになった団体しか認めないというのが、これまでのやり方である。そのようになったときに、地域まちづくり協議会が全てダメになってしまうということが心配なので、そんなまちづくりであればやめた方が良く、前回少しきつい言い方で申し上げた。その意図を汲んでいただければと思う。
- 前回の議論では、見直しと実効性の確保としての委員会の設置が提言書にうたわれており、千葉委員もおっしゃったように、委員会を設置してまでまちづくりの推進を監視しなければならないというのは、おかしいのではないかとということになったと思う。
- 丸嶋委員のご意見については、提言書にも各地域に市の担当を置くとうたわれており、市がある程度主導してやっていくことになると思うが、条例そのものの実効性の確保のために、委員を置くというのは、おかしいのではないか。この条例は、ルールであり、まちづくりのための条例ではあるが、まちづくりの推進の部分とは、分けて考えていただきたい。
- 見直しについては、条文には入っていないものの、逐条解説のところ、今回と同じように幅広く意見を聴いていくとうたっている。この条例を推進するために、委員会を作って監視しなければ、まちづくりが進まないということについては、そもそもルールであり、評価ということがなじまないのではないか。確かに、まちづくりを推進していく必要はあるが、私としては、この暫定稿のままで良いと思う。

森川委員

- 地域コミュニティと見直しをする人は、分かれていた方が良く思う。
- 他の分野でも、公募で委員を集めて、検討しているものもある。市民の生活に関わる条例であるので、そのように定期的に、市民に声掛けをして、点検してもらってはどうか。特別な条例であるので、参加して見直ししたいという意欲を持った方がいると思うので、逆に偏った見方になりはしないかという心配はあるが、開かれた市政ということを考えるのであれば、オープンにして、定期的に公募して、より多くの方に、多様な目で見てもらおうようにした方が良く思う。

鈴木(敏)委員

- 確認したいが、第8章は「実効性の確保」であり、項目名は「条例の見直し」である。条例が時代に即しているかどうかの確認が、この項目であると思う。
- 先ほど、北田委員から話があったときに、担当部署を作って、その中で検証委員会を作るということであつたが、それは、行政がきちんとやっているかどうかについてのチェックをしていくのか。条例の見直しは、

条例がきちんと守られているかどうかという大きなところと、それぞれの施策が間違っていないかとチェックするのでは、大きく異なると思う。これまでの議論を聞いていると、そのあたりが混ざっているような印象を受けるので、交通整理をしてから議論すれば、違ってくるのではないかと思う。

関谷会長

- まず、組織という点からすると、地域まちづくり協議会は、その地域の自治を担っていく主体であると想定されているのに対して、ここで新たな組織を想定するのであれば、それは条例全体の管理運用を目的とするものだと思う。その違いがあるということが、まず一つのポイントである。
- 例えば、行政がこの条例に基づいてきちんとやっているかどうかという個々のチェックと、この条例全体のチェックは、やはり意味合いが異なる。
- おそらく、北田委員がおっしゃっているのは、条例全体の管理運営ということではないかと思うので、そこに焦点を絞って議論いただければ、建設的になると思う。個々というよりも、条例全体が趣旨に基づいて解釈運用されているかどうかを確認する場、あるいは、その確認の中で、条項の見直し等の必要性が出てくれば、それにも対応していくという場を設置するかどうかという論点である。そこに焦点を合わせて、ご意見をいただきたい。

河野委員

- 関谷会長はよくご存じだと思うが、他の自治体では、どのような運用や調査、公表をしているのか、参考のためにご紹介いただければと思う。
- 現在の暫定稿で、それらと同様にできるのであれば、それで構わない。

関谷会長

- 条文上、何らかの委員会を設けて見直していくと描いているところもあれば、ある年数ごとに見直しを図っていくということだけを設けているところもある。これはケースバイケースである。
- 見直しについても、基本的には、それぞれの立場から選ばれた人たちが集まり、4年であれば4年の間に、どのような形で運営がなされてきたのかを、幅広く意見交換したり、議論したりということをやっているのが、一般的な状況である。中には、条例の見直しを図っているところもある。
- 一つには、条文の中に何らかの組織を設置するというところまで描くべきかどうかである。これは、どちらが良いという話ではない。また、たたき台では「見直し」しか書かれていないが、「条例全体が趣旨に即して解釈運用されているかどうかを確認し、必要に応じて見直す」という描き方が良いかどうか。
- 「委員会」ということについては、委員会を設けることが一つの担保になるという考え方と、そのような組織を条文上に描いてしまうと、それが逆に拘束要因になってしまい、いろいろな見直しを図っていく上で、

そこに諮らないと物事が進んでいかないということになってしまいかねないという側面もある。それらをどう考えるかという論点がある。

- そのあたりを考えると、「4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化等に照らして、きちんと解釈運用されているかどうかを確認し、必要に応じて見直す」という表現にしておくのが妥当ではないかというのが、一つの考え方である。そうしないと、何らかの組織を立ち上げること自体が、逆に解釈運用の妨げになりかねないという側面もある。
- 私は、前回も、4年という期間にこだわらず、状況の変化に応じて見直すべきと申し上げたが、皆さんのご意見で、「4年を超えない範囲で見直しをする」ということになった。
- 逐条解説には、「策定時と同様に、幅広い意見を聴く」とある。見直しをするときには、少なくとも市民や各種団体の代表を加えて、見直しをすることをうたっている。委員会を具体的に置いたときに、それを附属機関として置くのかというような議論も出てくると思う。そうではなく、この条例はまちづくりのルールを定めているものであり、附属機関を持って評価するというところまで踏み込んで良いものかどうか。私は逆に、これくらいの弾力的な扱いをしておいた方が、やりやすいのではないかと思う。
- 私も、中山委員がおっしゃるように、基本的にはその線でいいと思う。
- 何年か経つと、少なからず、地域でまちづくり協議会が立ち上がってくる。そのときに、今から常設的な委員会を設置してしまうと、そのメンバー編成を変えていかななくてはならなくなり、非常に難しいことになる。
- 今から委員会を置いて検証していくとなると、最初から動いていくことになるが、まちづくりは、1年目から動かしていかなくてはならないような、即製でできるようなものではないと思う。そうすると、かなりの無駄が生じる。市民の会の皆さんが最初からおっしゃっているように、市費の乱費になってしまっただけでは、何の意味もない。
- 状況が変わって、各地域にまちづくり協議会が設置されたときに、検証をする市民の代表とは、公募する個人なのか、各地域のまちづくり協議会の方々が過半数を占めるべきなのか。後者の皆さんの方が、市民を代表しているということになるかもしれない。
- 状況の変化に応じて見直しをするというのが基本であるが、社会状況の変化といっても、どの程度までを変化とするのか解釈が分かれることもあるので、4年という期限を切っていく。4年が経たなくても、市内全域に地域まちづくり協議会ができて、目標に向かって動き出し、各協議会がうまく動かなくなってしまうときに、各協議会の皆さんから意見が出て、変えていく必要性が出てくると思う。今のままの状態、4年間続くとは思っていない。この条例がどれだけ市民に浸透し、行政の中

中山委員

田中委員

丸嶋委員

で生かされていくのかを、4年、もしくは社会状況の変化の中でチェックし、対応していけばいいのではないか。そのような意味では、常設的な組織は、必要性が出てきた段階で考えればよいと思う。

- 皆さんの話も分かるが、この条例自体が、抽象的、原則的な条例であり、市民にとってなじみ深い、すぐに浸透していくというものにはならない。浸透させるには、市民の皆さんに分かりやすく、具体的な中で、この条例によってこう変わっていくのだ、この条例が必要なのだという実感が出てくると思う。
- 共感するような場面がないと、住民を引き付けることはできない。この条例が支持されるということにはならないと思う。その意味で、まちづくりを進展させるための実効性の確保を原理原則とした方が良い。評価よりも推進に軸を置き、そのプロセスの中で評価することも出てくると思うが、その方が市民の皆さんにとっても、夢のあるものになってくるのではないか。
- 総論賛成だが、各論になると難しいから委員会を作るのはやめようということになると、いつまでたっても同じことになるのではないか。山のような苦労は、目の前に山積している。それを一つ一つ乗り越えていくことが、まちづくりそのものだと私は思う。その意味で、いろいろな心配事はたくさんあるだろうが、それらは予想の範囲内であり、いざとなれば解決できる問題であると、気楽に構えておいていいのではないか。

関谷会長

- 一つ押さえておいていただきたいのは、条例は具体的である方が、確かに実効性が高まるが、条例は常に解釈するものであり、その解釈の中で、いろいろな動きを作り出していくのが、望ましい条例の運用の仕方である。どういう形で市民が関心を持つのか、どういう形で共感を持つのか、どういう形で具体的な動きになっていくのかは、条例の解釈運用からひらかれていくものだと思う。
- そのような意味では、この条例が積極的に動きを作り出していけるような、市民がいろいろな想いを具体化させていくことができるようなものであるということは、丸嶋委員のおっしゃるとおりである。
- 例えば、第39条に関して言うと、そのようなことを考えていくにあたって、そのような組織を入れておいた方が可能性を開くことになるのか、逆に入れると可能性が狭まってしまうと考えるかである。組織は、一つの手法であり、それを入れるべきか入れないべきか。
- もう一つ確認しておきたいのは、暫定稿では、社会情勢等の変化に照らして、条例の見直しということがうたわれているだけであるが、先ほどから皆さんのご意見を伺っていると、この条例全体の解釈運用が、この条例の趣旨に即してきちんと行われているかどうかを確認することと、必要に応じて見直しを図るということ、それらを通じて、それぞれの主体がまちづくりを積極的に推進していくことをひらく解釈運用に向け

ていくという趣旨を、ここに入れるべきかどうか、もう一つの論点である。

- 単に、組織を入れるかどうかという話ではなく、条例全体の解釈運用が、条例の趣旨に基づいてなされているかどうかの確認、必要に応じた見直し、それらの作業を通じて、まちづくりを積極的に推進していくという方向に、さらに近づいていくという、3つの要素があると思う。
- 今は、条例の見直しということしかうたわれていないので、他の2つの視点を、第39条に入れるべきかどうか。これが、まず大きな論点である。それを推進していくにあたって、手法として組織を常設型で入れるべきかどうか。常設でないのであれば、そこはあいまいにしておくほうが、柔軟に運用できると思う。その2つの点を、皆さんにお諮りしたい。
- まず、条例の見直しの中身について、見直しだけで良いか、今私が申し上げたようなことも含めて、ここに描いておくべきか。この点についてはいかがか。
- 私は、先に「見直し」ではなく、まちづくりを推進し、その中に見直しを入れていくべきと考える。
- 見直しが先に来てしまうのではなく、前向きな形でまず進めるということが前提であり、見直しが前提になってしまうと、引っ込みが付かなくなる部分が出てくるし、堅苦しいものができるのではないかと思う。今後の4年、見直す委員会を作り、メンバーが変わると、その人たちの考え方で、また元に戻ってしまわないかとも思う。
- 話は逸れるかもしれないが、本納地区は、20年くらい前のバブルの時代に、本納地区まちづくり協議会を設置した。そのときに、この文言にあるように、バブルが弾けて社会情勢が変わり、分厚い条文が絵に描いた餅になってしまった。最近、再びまちづくり協議会が立ち上がったとも聞いている。
- 本納地区の場合は、当時の本納商工会が、このままではまちが崩壊してしまうと考え、会長が提言して始まったものである。しばらくして、茂原商工会議所と合併したと聞いているので、その後の経緯は知らないが、そのときの案が議会や行政にも周知されていたのかどうかはわからない。
- 話を戻すと、4年という期間で、社会情勢が変化することも考えられる。その時点で、条文を作り上げて、見直すことは一向に構わないのではないかと思う。
- 地域によっては、過去にそのような組織が立ち上がったという経緯もあるだろうし、地域まちづくり協議会は、地域によって立ち上がり方が違ってくると思う。もともと、そのようなものがあって、必ずしもうまくいっていない状況のものを再構成しようという地域もあるかもしれないし、まったくそのような動きがないところに、新たに作られるという

丸嶋委員

林委員

関谷会長

作られ方もある。そのあたりは、地域の実情によって、立ち上がり方もかなり違ってくる。それも、想定しておいた方がよい。

- しかも、市全域で、このようなものができ上がるかどうか分からない。そのような動きはしたくないという地域は、しなくてもいいということも想定されている。そのあたりは、いろいろな幅を持ちながら、考えられているところである。
- もともと、提言書には、第8章の「実効性の確保」に「委員会の設置」が、附則で「条例の見直し」がうたわれていた。暫定稿は、「実効性の確保」と「見直し」を一緒にしてしまったので、話がややこしくなってしまったのではないか。
- 「見直し」については、4年という期限を設けたので、特段問題はないものと思う。「実効性の確保」の部分を、提言書のように条例に盛り込むか、盛り込まないかを考えれば良いのではないか。
- もともと提言書でご提案いただいていた第38条は、「実効性の確保」として、「委員会の設置」となっている。その中身として、組織の話と、市民自治によるまちづくりが進展しているかを市民目線で評価し、進ちょく状況を公表するとともに、改善を提言するとされている。
- 実効性の確保を、委員会を通じてという形で提言したものであった。委員会という形では、制約や拘束性が出てきてしまうということであるならば、中身だけを盛り込んで、そこに見直しも加えるという方法もある。私が先ほど3つの点と整理したのは、そのような意味である。このようなまとめでよろしいか。
- また、丸嶋委員がおっしゃるように、果たして「見直しありき」ということで良いのかということも、ご指摘のとおりだと思ふ。まちづくりの積極的な推進のために、この条例がきちんと解釈運用されているかどうか、その次に見直し等を入れ込むという順序で描くこともあり得る。
- 中身について、特段問題がなければ、そのような要素をここに入れ込むということでもよろしいか。
- 自治会の活動をしていると、自治会内での見直しというと、少人数で執行部のやることを批判するとか、自治会長を批判するとか、話がそこから出発する。見直しは、少人数で済む。ところが、推進となれば、やはり共感させる場面が戦略的に必要であり、一度共感してもらえると、後は雪だるま式に人が増えていくことになる。
- 市全体のまちづくりについても、人間の心理として、同じように考えられるのではないか。市民の皆さんに、夢のあるような条文、みんなで作ろうという条文のほうが、まちづくりに関心を持ってもらえるのではないかと思う。その意味で、「推進」を改めてお願いしたい。
- 暫定稿の第39条に、関谷会長がおっしゃるように、「必要に応じて確認し、推進」という3つの言葉を入れてはどうか。物事を進めるには、ま

三浦委員

関谷会長

丸嶋委員

森川委員

ず確認しないと、見直しもできないし、その後の推進、変革も、その3つがないと流れないと思う。ただ見直しだけだと、それだけでいいのかという感覚になってしまう。そこには、3つの要素が入った方がいいと思う。

- どうしても、誰がどのように招集するのかということになってしまう。おそらく、市長が招集して見直しすることになると思うが、解説に「市長への手紙や各自治会からの要望等の声を踏まえて」ということを加えれば、より親切で、皆さんの意見が条例に生かされて、今後変革が必要ということになっていくと思う。
- 丸嶋委員がおっしゃる「積極的な推進」は、この場所ももちろんそうであるが、まだこの協議会で議論していない前文や理念の部分で、前面に出てくるものだと思う。積極的な、前向きな方向というのは、条例の前半部分で打ち出していく方が、意味合いとしても高まる。重きはそこに置きながら、ここ（実効性の確保）にも入れておくということは、もちろんあり得るところである。
- この条例全体での前向きな方向性というのは、前文の理念でしっかりうたうということ踏まえた上で、第39条のところは、この条例の理念、目的に照らして、条例が趣旨のとおり解釈運用されているのかを確認し、必要に応じて見直し、さらにより良いまちづくりの推進を目指していくという形にすると、条例全体の理念、目的との関係の中で、ここのようにうまく位置付けられるのではないかと思う。そのような形で、たたき台を作成させていただき、全体のバランスの中で、どこにどのようなウェイトを置いた方がいいのか、調整をさせていただきたい。
- 組織については、拘束性等のことが出てきてしまうので、条文の中にはうたわないということで、暫定的に確認したい。
- 暫定稿その9のご確認をいただいたので、続いて、第6章の「ひらかれた議会」について、議論を進めてまいりたい。
- その前に、暫定稿の第27条の「危機管理」について申し上げたい。私は、地元で自主防災会や二次避難所の開設訓練などの活動をしている。そのスタンスでこの文章を読むと、「市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に、迅速かつ的確に対応するための体制等を整備する」とあり、まったくそのとおりである。これは、別の言い方をすれば、自助を補完する共助・公助という見方をすると、ここで言っているのは、行政自身の自助努力である。
- そのスタンスに立つと、その次に、「その対応にあたっては、市民及び関係機関と連携を図るものとする」とあり、市は体制を作るなど自助努力をしており、それを補うために、住民に連携を図るよう求めるという見方ができる。
- 危機管理といえは、まず住民の自助努力があり、それを補完する形で共

関谷会長

丸嶋委員

助、公助が出てくる。まちづくりは、自助、共助を補完するシステム、全体の営みそのものであると思う。そのように考えると、この項目は、行政の方から見る危機管理ということになってしまうので、「安全安心なまちづくり」とした方が、適切ではないかと思う。

- 「安全安心なまちづくり」とすれば、参加者は住民、業者、団体、行政、国であり、これらが協働して取り組んでいくということになる。そこで必要なのは、情報公開、知識の普及、啓発活動、市のやっていることについての理解と協力である。相互的な推進を図らなくてはならない。体制の整備とは、住民あってこそその整備だと思う。
- そのように考えると、第 27 条は「安全安心なまちづくり」とすべきではないか。他にも、高齢化社会を迎えて社会問題になっている福祉についてのまちづくりもあるのではないか。また、介護保険などの問題や、「健康日本 21」に基づくまちづくりなど、いろいろなまちづくりが出てくると思う。
- ここで危機管理だけ、言葉を変えれば安全安心なまちづくりだけを取り上げるのではなく、福祉のまちづくりや健康なまちづくり、男女共同参画など、いろいろなことが考えられるが、それらに共通することを第 27 条に収めてほしいと思う。
- おそらく、丸嶋委員がおっしゃったのは、この条例を解釈運用していく、その中身だと思う。
- この条例によって、どのようなまちづくりがひらかれていくのかという、一つのあり方をお話しいただいたものである。そのような方向に、この条例が解釈運用されていくような文言にできるかどうか。防犯、安全安心や福祉など、条例の中に特定分野を入れるのは難しいが、それぞれの分野について、ひらかれた条例にできるかどうかである。まだ議論していない理念や目的の部分で、それらをどう描けるかということにも関わってくる。
- ここで危機管理だけを特出ししている理由について、市民の会の委員から一言お願いしたい。
- 最初は「危機管理」ではなく「防災対策」であったが、この問題が出てきたのは、皆さんもご存知のように、茂原市で最近水害があったということもあり、そのようなことも踏まえ、それらの問題に対する体制をきちんと整備しておいてほしいという願いを、ここに描いたものである。
- 私も、この（行政の）分科会ではなかったのですが、くわしい経緯は分からないが、そのような趣旨で、この項目が特出しされたものと思われる。
- 他の自治体でも、この「危機管理」という条項は、見受けられる。これは、行政活動の中に入っていて、行政として必要最低限度やらなくてはならないことを規定しているものである。
- その上で、行政が取り組むべきことに取り組み、それ以外にも、各方面

関谷会長

北田委員

関谷会長

で連携して、自助・共助・公助のバランスをどう考えていくのか。何をもって自助・共助とするのかは、条例で決められることではない。具体的な運用の中で考えていくしかない。その中で、行政としては、最低限度ここまではやるという趣旨で、この危機管理が描かれているものだと思う。

- 先ほど丸嶋委員がおっしゃった、膨らみの部分については、ここだけではないことも含まれているので、後ほど協議会で議論することになる理念・目的の部分で、もう少し膨らんだ議論をさせていただきたいと思う。そのような形で、この第 27 条を位置づけていただければいいのではないか。

丸嶋委員

- 危機管理については、茂原市地域防災計画に基づいて、実際に物事が進められていくことになると思う。それはそれでよいが、例えば二次避難所の開設ということになった場合、住民から市にお願いして、国の流れ、県の流れ、市の流れ、末端の避難所の流れというように作っていくことになる。今のところ、市は自分たちの防災計画に力を入れており、住民にも発破をかけているが、具体的に進んでいるところはない。自分たちでもっとやりたいと考えている住民は、たくさんいると思う。

- 「対応に当たっては、市民及び関係機関と連携を図る」とあるが、行政側から手を差し伸べてくるというイメージである。住民から手を挙げた場合、行政からさっと手を差し伸べて支援してほしい。そういう意味で、この文章は、もう一味加えたものにしてほしい。

関谷会長

- 市から言われたことをただやるということではなく、市民のほうからも提案することがいろいろあり、それに市が対応するという、双方向性をここに盛り込みたいというご発言の趣旨だと思う。それは、おっしゃるとおりである。

- 「対応に当たっては、両者の協議を通じて、連携を図っていく」というような趣旨に書き改めてはどうか。

丸嶋委員

- この文章自体が、昔からの行政の文章そのままである。新しいまちづくりをこれから進めていこうという視点の文章ではない。

関谷会長

- もちろん、市としてやるべきことがあるということは確かだが、市民の側から出てきたベクトル（方向性）も必要だと思うので、双方向性をうまく表現できるような文章に変えて、次回改めてお示しするということがよろしいか。

森川委員

- 私は、この文章を読んだときに、災害等が起きたときに動く条文だと思っていた。丸嶋委員のお話を聞くと、その前の段階から入っていると感じられるのは、私の気のせいかな。

丸嶋委員

- いざとなると、その場になっても何もできないので、前もって準備しておくという意味である。

森川委員

- そうであれば、「事前準備の段階において」という文章が入れば分かり

- やすくなるのではないか。この条文だけを見ていると、何か起きたときにこのように対応するという文章であると考えていた。
- 関谷会長
- おそらく、事前準備や計画については、他の条文で担保されていると思う。双方向的に、いろいろな計画を立てていかななくてはならないということになっている。
 - 第 27 条は、いざというときのことを書いてあるのだとすれば、そこに焦点を当てたほうが良い。そのときにも、双方向性が重要である。例えば、大震災で、避難所運営をどうするのかということになったときに、行政が一方的に指示をするだけでは、避難所運営がうまくいかないという事例は、枚挙に暇がない。そういう意味で、私が先ほど申し上げた「双方向性」ということをうたっておいたほうが、現場がうまく運営されていくのではないか。
- 高信委員
- 第 27 条は、文章はこのままでいいと思う。これからのまちづくりは、行政から住民にというのではなく、住民から行政にという方向で、ニュース等でも取り上げられている。
 - 私は長く茂原市に住んでおり、いろいろな災害で、おにぎりなどを運んだこともある。この目で見ていると、現在も避難所は指定されているし、何かあったときには、住んでいる人が最もよく分かっているので、市に電話している。道筋は、今までもできていたと思う。
- 関谷会長
- その部分も、条例で改めて明確にするということであるし、先ほど丸嶋委員がおっしゃったことも含めて、もう少し言葉の表現を変えてもいいかもしれない。次回、表現を変えたものを提示させていただくということよろしいか。
- 委員一同
- (異議なし)
- 関谷会長
- 次に、議会の章に移ってまいりたいが、ちょうど区切りがいいので、休憩を挟んで、その後、前回は市民の会から議会についてのご説明をいただいております、今回は議会側から対案を出していただいたので、その説明からお願いしたい。その後、議論に入ってまいりたい。
- (小休止)
- 関谷会長
- それでは、議論を再開したい。あらかじめ配布された資料の中に、「議会の役割」と書かれた A4 判の資料があると思うが、中山委員からご説明をお願いしたい。
- 中山委員
- 議会の関係について、ご説明申し上げたい。何度か説明させていただいているが、議会の中の動き等についてもお話しして、ご理解をいただければありがたい。それが、議会側の対案にも繋がっていく。
 - 議会基本条例を作った背景から、簡単にご説明させていただきたい。皆さんもご承知のとおり、社会経済環境が非常に大きく変化している中で、地方分権が進展している。地方議会のあり方も、いろいろ取りざたされてきた。前回の協議会でも、北田委員から説明があったが、議会は

住民代表であるにもかかわらず、住民との距離が遠い存在になっているという内容であった。このような中、議会としても危機意識を持ち、住民との信頼関係を取り戻し、議会の存在意義を理解していただくため、議会と議員の活動を体系的に定めた議会基本条例を根拠にした議会をつくろうということで、平成23年3月から、条例の検討に入った。

- 議会の運営や活動の原則については、議会の会議規則に定められている。そこに、いろいろなことがうたわれているが、これはあくまでも規則であり、議会内の内輪のルールという見方もある。そのようなこともあって、議会が議会らしく、本来の住民自治を先導していくためには、会議規則や申し合わせ事項ではない、住民と議会の約束事項として、条例を作っていこうという背景があった。結果的に、時間の経過がかなりあったが、素案としてまとまったものを皆さんに配布した。
- 時間の経過の中で、議会としては、まだ条例は制定されてはいないが、できるものはやっっていこうということで、すでにいくつかの改革、取り組みを実施してきた。
- まず、議員定数の削減として、平成25年の選挙から26人を24人にした。さらに、議会基本条例の素案にも入っているが、一般質問の一問一答式を導入し、議案の賛否の状況の公表についても、今年の6月から議会だよりでお知らせしている。
- 予算・決算については、特別委員会になっているが、これを常任委員会にしたいということで、23人の議員を、予算・決算のいずれかの委員会に所属させた。決算審査特別委員会については、これまでは11月中旬くらいに開催していたが、これでは新年度の予算に間に合わないということもあり、去年から1ヶ月前倒しして、10月中旬から決算審査特別委員会を実施している。
- 議会基本条例素案の中で、できるものはできるところから実施しているというのが現状である。いま考えているのは、予算にも関係するが、議会だよりの充実や、議会報告会についても、どのように実施するかを具体的に検討しているところである。
- このような背景を踏まえて、まちづくり条例における議会の章のとらえ方であるが、このまちづくり条例策定協議会は、今年の1月から開催され、何回も申し上げているが、これからのまちづくりは、市民、市、議会の協働による、新しいまちづくりが必要であり、そのためには、市民の権利と役割、市及び議会の役割を明確にした、新たなまちづくりのルールが求められているということで、どうすれば市民、市、議会が情報を共有することができるか、また、政策を展開していく上での根拠や手続を明確にすること、さらには、協働によるまちづくりを行うための条例が必要であるとのことで、議論が重ねられてきたところである。
- 具体的には、まちづくり条例の第5条の「市政に関する情報の共有」、

第 7 条の「説明責任・応答責任」、第 8 条の「市民の権利」、第 10 条の「参加の機会の保障」、第 18 条の「協働によるまちづくり」等であり、いずれも、市民、市及び議会のあるべき姿を内容としている。

- 新しいまちづくりは、三者が一体となって取り組む必要があるということ、強く条例に落とし込んだものになっている。つまり、まちづくりについての基本的な考え方は、すでに整理されたと、議会側としては認識している。
- このような中で、第 6 章の「ひらかれた議会」については、市民の会の提言書では、第 19 条から第 24 条までの 6 条が提案されている。この内容は、議会の運営原則及び活動原則であり、先般配布した議会基本条例素案におおむね整理されている。この 6 条については、基本的には議会基本条例の素案に落とし込まれていると理解している。
- 本来であれば、一つ一つ説明したほうが良いと思うが、市民の会の提言書と、議会基本条例の整合というとらえ方からすると、第 19 条の議会の役割と責務、議会の機能と権限、議会の情報公開、第 20 条の議員の役割と責務、議会に対する市民の権利、第 22 条の公聴会等の開催、議会報告会の開催、第 23 条の請願・陳情への提案者の参画、不採択の際の手續、議事録等の公表、質疑内容・賛否の公表、第 24 条のひらかれた議会運営と、大きく分けると 12 項目にまとまると思うが、字句等の表現は若干違っているものの、議会基本条例の素案と、おおむね整合している。
- 例えば提言書の第 19 条が、議会基本条例の素案のどこに該当するかとご説明できればよいが、前回申し上げたとおり、一度議会基本条例素案をお読みいただき、市民の会の提言書を読んでいただければ、字句の表現は違うかもしれないが、基本的には同じ形になっていることがお分かりになると思う。説明については、省略をさせていただくが、提言書の第 19 条から第 24 条については、議会基本条例におおむね落とし込まれているという理解を私どもはしている。
- 先ほど申し上げたように、まちづくり条例には、市民、市、議会がいっしょになってまちづくりをしていくということがうたわれている。議会側としては、まちづくり条例は包括条例であり、新しいまちづくりのルールとして、市民、市、議会が情報を共有し、協働してまちづくりを進めていくということがまとめられているものと考えている。そこで、議会の章については、コンパクトにまとめるために、憲法第 93 条第 1 項にある「地方公共団体には、法律に定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」という条文の最も大事な部分である「議事機関」を「意思決定機関」に置き換えて、議会の役割としている。
- 具体的に、条文は、議会の部分は 1 条にまとめさせていただきたい。「議会の役割」として、「議会は、市政における意思決定機関として、市政

運営が適切に行われているか調査し、監視する役割を担うものとする」、第 2 項で、「議会についての基本的事項については、茂原市議会基本条例に定めるものとする」というまとめ方をさせていただきたいというのが、議会側の趣旨である。

- 今、茂原市の場合は、まちづくり条例と議会基本条例がちょうど同時期に制定されそうな形で進んでいる。他の先進自治体も、同じように並行して進めているところを見ると、議会の章については、非常にコンパクトにまとめられているというのも事実である。茂原市議会としては、このような形でまちづくり条例に位置づけ、さらに、活動原則・運営原則については、茂原市議会基本条例に委ねるという趣旨である。
- 前回も申し上げたように、まちづくり条例そのものが茂原市にとって大きな条例であり、それを根拠にした議会基本条例になるという位置づけにもなり、整合性も取れるということで、ご提案申し上げた。
- いま我々が議論しているまちづくり条例の中に、議会の章をどう位置づけていくのかであるが、中山委員からお話いただいたように、議会基本条例が独自に進んでおり、市民の会の提言書にある議会の項目がある程度網羅されているということで、まちづくり条例の中では 1 条に集約する形で掲載し、詳細については議会基本条例で定めるという位置づけでいかにかというご提案であった。
- ちなみに、千葉県内で議会基本条例を持っているのは、流山市、佐倉市、松戸市、長生村くらいで、まだまだ多いとは言えないが、全国的に見ると、議会基本条例の策定の動きもそれなりにある。自治基本条例とどのような関係を持たせるべきかという論点もあり、自治基本条例に一本化しているところもあれば、二つを柱としてやっているところもある。茂原市の場合も、議会基本条例が独自の形で作られつつあるとのことで、それを踏まえた上で、このまちづくり条例の中でどのような位置づけを図っていくのかについて、ご議論をお願いしたい。
- この協議会は、議会基本条例の中身を議論する場ではない。あくまでも、まちづくり条例の中に、議会をどう位置付けていくのかという点から、ご意見を頂戴したい。
- 中山議員から説明があったが、表現の違いはあるものの、項目としては確かに重複している部分が多いと思う。基本的なところで抜けている部分もあるが、私たちとしては、議会にはどういう責任と役割があり、どのようなことをしなければならないのかということについて、どういう立場からこれを見ていくのかを、このまちづくり条例の中に規定していきたいと考えている。住民の立場から、議会というものを明確に位置づけ、市民だけでなく、議員もそれを明確に認識してほしいということ、打ち出したい。
- そのような観点から、規定としては、まず議会の役割と責務、議員の責

関谷会長

北田委員

務をうたい、議会と市民の関係、議会への住民参加、議事の公開、議会情報の公開をうたった。住民の立場から議会を見たときに、絶対に落とすことのできない内容である。この基本的な原則だけは、きちんと条例の中に入れ込みたい。細かいところで重複する部分は、調整する必要があるかもしれないが、原則だけは、まちづくり条例の中に明確に位置付けて、その具体的な内容は、議会基本条例に委ねるという形にしていきたい。

- なぜそのように申し上げるのかは、以前にも私から議会の状況について触れさせていただいたが、今の議会は本来の原則から外れている部分が非常に多いと疑念を抱かせるような運用状況になっている。原理原則は、議会の議員だけで決めてしまうのではなく、全市民が明らかにできるような、大きな条例の中に位置付けておき、その下に、議会自らの運営ルールを置いていただきたい。
- もう一点、私が疑問に思うのは、同時進行であるとおっしゃっているが、議会基本条例は、議員発議案件になると思う。今までの議会の運営を見ていると、議員発議案件を本会議に提案する場合、慣例では、どうやら全議員が賛成しないと提案しないようである。反対者がいると、提案しないという運用がなされてきた。これが明文化されるかどうかかわからないが、そのようなことを耳にしたことがある。そうすると、別々の条例が上程されて、一方が可決され、一方が否決されるという可能性もある。同時進行とおっしゃるが、決して同時進行ではない。
- まちづくり条例は執行部提案になるので、最終的に本会議にかけないというわけにはいかず、賛成多数で可決できる。全員一致でなくても良い。まちづくり条例の方が、成立する可能性が高いと思っている。そういう意味においても、細かいところは別にして、議会の基本的な原則については、きちんとまちづくり条例にうたって決めてもらい、もしも議会基本条例を制定するのであれば、その中で調整してもらいたいと思う。
- 議会の役割や議員の責務については、文言が似通っているのも、まちづくり条例と議会基本条例のどちらでうたってもいいと言われればそうかもしれないが、議会と住民との関係、住民参加の問題で言えば、議会基本条例素案の中には、うたわれていない事項がけっこうある。
- また、議事の公開について言えば、今は本会議と委員会までしか公開されていないが、実際の議会運営を見ていくと、それ以外にも全員協議会や各派代表者会議などの協議会のようなものがたくさんあり、運営されている。いろいろな方から話を聞くと、それらの場で、委員会よりも実際の議論がなされ、そちらが優先されているような傾向が非常に強い。そのようなことを考えたときに、議事の公開についても、そのような部分までも公開してもらいたい。
- 議会情報の問題で言えば、まちづくり条例の中に情報公開条例のことが

うたわれており、そちらでやることになるが、議会の中の情報は、情報公開を請求しても、決まったものではないという理由で出てこない。案文で良いから公開しても良いのではないかと思うこともたくさんあるが、以前の議会改革検討委員会の中で、議長に答申された内容すらも公開してくれないという状況がある。

関谷会長

- このような問題からしても、原理原則を、議員全員だけでなく、住民や執行部も認識できるような形で、まちづくり条例の中に入れ込んでおいてほしいと思う。
- 議会の基本的な原則や役割、責務といったようなことについては、最低限、まちづくり条例の中に入れるべきではないかというご意見であり、議会側からご提案いただいている対案では弱いのではないかということであったと思う。

犬飼委員

- 確かに重なる部分はあるが、市民の会が提言した内容の方が、多少踏み込んだ形になっている。そのあたりは、議会内部の事情がこちらにはよく分からないので、協議が必要になると思う。
- 私からは、とりあえず、第 19 条と第 20 条は残していただきたいということをお願いしたい。理由としては、まちづくり条例の「第 1 条 目的」はまだ未確定だが、1 月 22 日の協議会で示された行政対案では、「この条例は、茂原市のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民等の権利と役割、市及び議会の役割と責務を明らかにすることにより、市民自治の推進及び確立を図ることを目的とする」とされている。
- すでに話し合ってきたように、市民の権利と役割、市の役割と責務については、丁寧に描かれてきた。ところが、議会に至って、ご提案いただいた内容だけでは、少し弱いのではないかと思う。
- 三者がそれぞれ、役割や責務を果たすことを前提に、必要に応じて協働していくということをルール化していくのが、この条例であると思う。議会についても、やはり役割と責務をはっきり書かないと、バランスを欠いてしまうのではないか。
- 理由の 2 点目としては、すでに中山委員からもお話があったが、地方自治が重視されるという時代の趨勢にあって、議会はますます重要な役割を担うことになる。そのときに、ご指摘のように、市民の意思を反映する機関という文言は、外してはならないのではないかと思う。これを外しての協働はあり得ない。
- 日経グローバルという地域創造のための専門情報誌に、2010 年から 2 年ごとに、全国の各市区議会をリサーチし、その結果を点数化して、偏差値でランキングしている。これは、おおまかに言うと、議会の公開、議会の住民参加、議会運営などを点数化しているものである。私が申し上げたいのは、順位が問題ということではない。順位は大きく変動している。例えば、流山市は、2012 年に 1 位だったが、2014 年は 5 位だっ

た。佐倉市は、2012年に68位、2014年は205位。ちなみに、茂原市は、2012年が783位、2014年は545位である。分母は、813市区議会である。茂原市がランクアップした理由は、先ほどお話のあった評決した議案に対する賛否の公表や一問一答などではないかと推測される。ここで申し上げたいのは、順位の問題ではなく、他県を見ても、流動的であり、上がったりがったりしている。ということは、各自治体が、いかに議会改革に力を入れているかということだと思う。

- 市民とともに、市民の意見を反映した形で議会が運営され、ひらかれた議会を作っていくということが、大きな部分を占めていると思う。
- そのような意味で、議会の活動をオープンにして、市民の意見を吸収する機会をたくさん作り、市政に反映していくような活動が期待されているのではないと思う。
- 理由の3点目は、議会基本条例は、素案の第3条にもあるように、議会運営において尊重されるものである。議会基本条例は、中山委員がおっしゃったように、市民全員に対して発信するものであるが、まちづくり条例は、市民全体を対象にしている。大元には、まちづくり全般を対象としたまちづくり条例があると思う。そうであるならば、第19条や第20条のような基本的なことは、明記する必要があるのではないと思う。
- 第19条、第20条に書かれていることは、まさに議会基本条例の内容に合致する。まちづくり条例の方が踏み込んだものであるというわけではない。このまま載せて、まったく支障はないと思う。先ほど申し上げたように、三者のバランスはとても大事である。
- 北田委員からも話があったように、議会基本条例が議会を通過するかは、気がかりな部分である。ぜひ通るようにということと、もう一つは、この内容がさらに後退しないように審議をお願いしたいと思う。
- 議会基本条例素案の第12条は、市政の重要な情報を市民に知らせるという内容である。第14条第2項には、執行後における政策評価に資する審議に努めるとある。これは、提言書の前文にも書かれており、過去の事例を責めるわけではないが、それは反省として残して、これからそのようなことがないようにという姿勢が必要だと思う。そのような意味で、そのあたりを受け止めて、これらの条文を作っていたのではないかと推測している。ぜひ、このようなところが後退することのないようにお願いしたい。
- 具体的には、提言書の第19条と第20条の部分については、残す形で、議会に関する項目をまちづくり条例として盛り込みたいというお話であった。
- 議会基本条例の中身は、私も拝見させていただき、個人的には申し上げたいこともあるが、細かな中身というよりも、まちづくり条例全体とし

関谷会長

て、議会をどのように位置付けていくのかを中心に議論し、その場合、最低限、まちづくり条例の中にどこまでを盛り込んでおく必要があるかである。大事なことから、二重に書けばよいということではない。例えば、議会基本条例の中にきちんと書かれていることについては、そこに委ねるという形の書き方で、問題はない。

- ただ、議会基本条例は、あくまでも議会に関することであり、全体の中で議会をどう位置付けていくのかについては、このまちづくり条例の中で、少し触れておくというのにはあり得るところである。そのあたりを踏まえて、ご意見を頂戴できればと思う。
- ちなみに、流山市が県内で唯一、自治基本条例と議会基本条例を有しているが、流山市の自治基本条例が議会についてどのような表現で盛り込んでいるのかを、参考までにご紹介しておきたい。
- 以前、事務局から配布された資料にも入っていたかと思うが、大きくは4条文を議会に割いている。流山市の自治基本条例は、責務規定を市長などをすべて合わせて最後に持ってきているので、まとまっているわけではないが、議会に関しては、第7章で「議会の役割」を描いてある。「議会は、市民等の意思を市政に的確に反映させるため、市長との適切な緊張関係及び健全な協力関係をもって、議会の役割を果たすものとする」と、基本的な役割をうたっている。また、「議会は、地方自治法に定める議会の権限を最大限に行使し、市民福祉の向上に努めるものとする」と、地方自治法との関係をうたっている。これは、政策法務にも関わるところであり、国の法律、この場合は地方自治法であるが、それをどう解釈するかということで、地方自治法上にある議会の部分を、自治体としてどのように運用していくかについて、流山市の場合は「最大限に権限を生かす」としている。それが第29条である。
- 第30条では、「市民等にかかれた議会」として、「議会は、市民等にかかれた運営を行うよう努めるものとする」「議会は、多様な方法で市民等の問題意識を把握するよう努め、政策の立案に反映させるものとする」としている。
- 3つ目の条文は、議会の政策立案機能の充実であり、「議会は、政策立案機能の充実を図り、立法活動、調査活動等を積極的に行う」としている。
- 4つ目の条文は、責務規定であり、第38条には「議員は、市民等とともに市民自治によるまちづくりを推進するという認識に立ち、常に市民全体の利益を代表して議会活動に努めなければならない」とあり、第2項には「議員は、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、広く市民等の声を聴き、政策の立案及び議会の運営に反映させるよう努めなければならない」としている。
- 大きくは、「議会の役割」「市民にかかれた議会」「議会の政策立案機能」「責務規定」の4つが挙げられている。中山委員から、(自治基本条例

と議会基本条例の) 両方がある自治体は、議会の部分はかなりコンパクトに描かれているというお話があったが、流山市も、そのような意味では、4つの条文にコンパクトにまとめている一つの例である。それは、あくまでも参考に過ぎないが、役割、開かれた議会、政策立案、責務という項目を最低限載せているものである。

- 市民の会から提案されているのは、その一部である役割と責務である。それが第19条と第20条に描かれている。2つの条文は、最低限残してほしいというお話だった。
- 議会側の対案は、条文としては一つに集約されており、「議会は、市政における意思決定機関として、市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する役割を担うものとする」という、役割のみを入れ込みたいというご提案である。議会についての基本的な事項は、議会基本条例に委ねる形になっている。このあたりを、どこまで盛り込むべきか、ご議論をいただきたい。
- 私から一点質問させていただきたい。ご提案いただいている対案は、役割の部分だが、議会は、市政における意思決定機関であるということは、間違いない。「市政運営が適切に行われているかを調査し、監視する」ということで、議会の役割として、意思決定、調査、監視という列挙がされているが、おそらく今の議会改革全体の流れを見たときに、欠けていると思われるのが、「政策立案機能」だと思う。このあたりは、いろいろな議論を重ねられてきたと思うが、この点について、コメントをいただけないか。
- 関谷会長からお話のあった政策立案は、これから非常に大事な部分になってくると思う。議会側としても、当然ながらそのように理解している。
- まちづくり条例を根拠規定にして、議会基本条例を作るという流れになっている。併せて、地方自治法第96条でうたわれている「議事機関」を「意思決定機関」とするならば、もちろん政策立案も必要であるが、提出された議案について、よく調査するということに支点を置いて、議会の運営原則、活動原則については、議会基本条例に委ねたという捉え方をしたものである。
- ちなみに、議会基本条例は、この原案で、上程されていく形になるのか。
- 前回も申し上げたが、まだいくつか問題点がある。例えば、定義の部分や、議決事件など、まちづくり条例と整合を取らなければならない点がある。執行部側とも協議しなければならないし、まちづくり条例策定協議会で協議されたものについては、整合を図るため、このままの状態では、議案として上程されることは考えていない。
- 議会側とすると、まちづくり条例もそうであるが、これはあくまでもたたき台であり、基本的には法規担当にもう一度、字句等について確認してもらおうことになる。当然ながら、パブリックコメント募集も実施した

中山委員

関谷会長
中山委員

上で、条例提案をしていくという位置づけになっている。現在お示ししているのは、あくまでも素案である。

- 先ほど、市民の会の委員からたくさん問題点等をご指摘いただき、全てはお答えできないかもしれないが、その中でも大きな部分として、議会は、議員全員が賛成しないと議会基本条例を提案できないのではないかという発言があり、そのとおりだと思う。
- ここで、私が間違いないということを申し上げられないが、少なくとも、平成 23 年 3 月から、茂原市の議会はこのままではいけないという捉え方の中で、議会・議員を体系的に整理して、それに沿って議会運営をしていこうということで、検討してきたものが、この素案である。上程が難しいと言われてしまうと、ある面では心外である。その部分は、信用していただくしかない。市民の皆さんに、もっと議会を信頼していただきたいという思いが、個人的にはある。
- 市民の会の皆さんは、いろいろな情報を入手され大変勉強されており、立派だという印象を受けた。私は、地元の先輩など、よく存じ上げている方、信頼できる方を選挙で議会に送り出しているの、一生懸命やっていたらいいものだと認識している。
- いろいろ話を聞くと、確かに変えていかななくてはならない部分がたくさんあると思う。ただ、やはりそこに入ってみなければ分からないことも、世の中にはたくさんある。そのような中で、このままではいけないという認識をされて、いろいろ検討した中で出てきたものがこの素案であるから、それでいいのではないかと思う。
- 本来であれば、自分が市議会議員になって変えていければよいのだが、そう簡単にできるものでもないし、資質などもある。私は、信頼している人を議会に送り出して、その人とコミュニケーションをとりながら、頑張ってもらいたいというのが良いのではないかと思う。
- 基本的には、ご提案いただいている対案のままでよいというご意見だったと思う。
- 私はどちらかというと、議会の部分については、議会基本条例に委ねていくというスタイルでいいのではないかと思う。
- ただ、まちづくり条例のバランスの問題もある。議会基本条例は、議員の皆さんからすれば市民との約束事という意気込みで作っているというのは良く分かるが、まちづくり条例の中に、この 1 条だけでは、なかなか理解されづらいところがあるのではないかと思う。
- 今、この協議会に参加しているお二人の議員に言ってみても、あと 20 数名の他の方と合意に達しなければ難しいところであるが、基本的に、市議会がまちづくり条例について肯定的に受け止めて、代表を出して下さっているの、できることならば、議会の責務、あるいは議員の責務について、1 条ではなく、妥協点を見出して、入れられれば良いと思う。

麻生副会長

関谷会長

田中委員

中山委員

- ここで、確答をいただく必要はない。全議員と協議していただいでの話になる。ただ、議会基本条例とまちづくり条例の議会の章の間に、あまりに落差が生じてしまうと、条例には審議があり、議会内で修正ができないわけではないので、そのようなことを考えれば、おのずと、ある妥協点を見出していくことが必要ではないかと思う。
- その点で、犬飼委員がおっしゃっているように、第19条と第20条が何らかの形で入っていくのであれば、他の執行機関に対する部分や、市民の責務等とのバランスもある程度取れてくるようになるし、市議会も、まちづくりに積極的に関わっていくということが明確になってくるのではないかと思う。市議会の中で、もう一度検討いただけるのであれば、そうしていただきたい。
- 私どもも、この対案を100点満点という捉え方はしていないので、まちづくり条例策定協議会の意見を議会に持ち帰る部分もあると思う。
- 市民の会の皆さんから、第19条と第20条をぜひ入れていただきたいというご意見は、よく分かる。
- 提言書の第19条第1項には、「議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市の合議による意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるように努めるものとする」とある。これに対して、必ずしも字句が一致しているわけではないが、議会基本条例素案の第4条第3項に、「議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための議会運営に努めなければならない」とあり、第5条第1項や第2項にも、役割と責務を同じようにうたっている。
- まちづくり条例の第19条から第24条までを、一つひとつ説明しても良いが、少なくとも議会基本条例に網羅されているという理解をしている。落ちていることがあればまずいと思うが、少なくとも落ちてはいない。ただ、言い方が弱いということなどは、あるかもしれない。
- 先ほど関谷会長からも話があったが、あくまでも議会のことについては、議会基本条例ができるので、そこに委ねた方が、議会のことが全て分かる。まちづくり条例では、市民と市と議会の三者が情報を共有し、いろいろなまちづくりに取り組んでいくということが、うたわれている。議会の部分については、基本的な議会の活動原則や運営原則をうたえばよいという捉え方をしている。議会については、議会基本条例に委ねた方が分かりやすいのではないかという考え方をしている。
- 議会側のお考えは、十分理解できるが、バランスを考えると、このやりとりを知らない人がまちづくり条例を見て、議会についてはこの一文だけなのか、何か隠しているのではないかと、変な勘繰りをしてしまわないかと懸念される。議会基本条例に網羅されているのであれば、まちづくり条例には2条文くらいを載せて、詳細は議会基本条例を参照された

森川委員

- いという形にすれば、角が立たないと思う。
- 中山委員
- 森川委員のおっしゃることもよく分かる。議会の考えを無理押しするわけではなく、議会の運営原則や活動原則については、1つの条文でまとめてしまっているが、議会に関する基本的事項については、議会基本条例で定めるものとする、まちづくり条例にきちんとうたっている。
 - 私としては、きちんと委任をしているので、分かりやすく書いてあるのではないかと考えているが、皆さんから、これではバランスを欠くというご意見があるのであれば、議会に持ち帰って、関谷会長からお話のあった4つの項目である役割、ひらかれた議会、政策立案、責務については、重複するかもしれないが、載せた方がいいかもしれないという話をしたい。
 - 委員の皆さんの忌憚のないご意見をお聞きしながら、持ち帰るのであれば持ち帰りたい。
- 犬飼委員
- 議会側の対案では、議会の存在感が弱くなってしまい、寂しいと思う。やはり、きちんとやっているということ、しっかり描いた方が良い。
 - 議会基本条例素案の第4条には、政策立案ということがしっかりとうたわれている。基本的な事項であるので、これからの課題であっても、あったほうが良い。提言書では、第19条第2項に入れてある。
- 北田委員
- 提言書では、あまりにも細かいところまで言及しているので、それについては、議会側で議会基本条例をつくる時に考えてもらえばよいと思う。
 - 議会基本条例の内容云々ではなく、まちづくり条例として最低限、議会について、何をうたうのかという点で考えたときに、まずは議会の役割と責任である。憲法では、「議회를置く」としか書いていない。具体的には、地方自治法の中に、議会の役割がうたわれている。その基本的な項目を、きちんと押さえてほしい。
 - 議会自体の役割と責任、議員の役割と責任に加えて、他の条文にあるのではないかとわれればそうかもしれないが、改めて、議会に市民が参加する権利を入れてほしい。
 - また、議会の情報公開も必要だと思う。情報公開については、他の条文で議会も主語に入っており、既に規定していると言われれば、確かにそのとおりである。しかしながら、議会と住民との関係ということで、その4つくらいは必要ではないかと思う。
- 中山委員
- 先ほど申し上げればよかったかもしれないが、市民参加及び市民との連携については、第一義的に考えなくてはならないことであり、議会基本条例素案の第10条で、文言は若干足りないかもしれないが、うたっている。まちづくり条例でも、まちづくりをするために、市民、市、議会が情報を共有し、協働し、参加し、まちづくりをしていくということで、すでにうたわれている。議会基本条例は、議会内の活動原則なり運営原

則であり、今までは、会議規則でよしとされていた。地方自治法でも、会議規則で定めることとされていた。ただ、これは内輪のルールに過ぎないのではないかという見方もあるので、今回は、条例という位置づけにして、市民参加という捉え方の中で、市民との約束ということで、条例という形に持っていったものである。そのあたりは、十分にご理解をいただきたい。

河野委員

- 個人的には、議会基本条例を、一歩前進したものと評価しているが、市民が見たときに、まちづくり条例を見て、さらに議会基本条例を見るといところまでは、なかなか行かないのではないかと。できれば、役割と責務は入れておき、議会もしっかりやっているというようにしたほうが、後々よろしいのではないかと。

林委員

- 市民の会の委員の皆さんから、きめ細かいご提案があった。私も一市民であるが、自信を持って、自らの地域で議員を選んでいる。選ばれた議員も、地域のこと、また市全体を考えて立候補して活動していると思う。議会側で議会基本条例の素案を作っているとのことなので、まちづくり条例であまり多くのことを規定してしまうと、バッティング（競合）してしまうのではないかと。
- 市民からすると、一言一句同じ文言であればよいが、取り方が違うと、どちらに付いていけばよいのかわからなくなる。
- 私どもの地元を考えると、地域出身の議員は、議員活動、集会、文書の配布などを行い、地域で活動している。肩を持つわけではないが、議員を信頼して選んでおり、あまり文言を多くしてしまうと、議員の立場からすれば、作ってくれるのはありがたいが、それを根拠にもっとやれと言われてしまうと、市民の提案を全て審議しなくてはならなくなり、それはそれで膨大になってしまう。365日議会を開かなければ、処理しきれなくなる。
- 議会の中で審議して、採決することであるので、茂原市全体のまちづくりをしてくれていると、私は信頼している。

三浦委員

- 私なりに考えたが、提言書の第19条と第20条をそのまま書くと、議会側からすれば違和感を生じるかもしれないので、議会基本条例素案に書いてあるような表現で、まちづくり条例に役割と責務を載せれば、バランスが良くなると思う。

田中委員

- 三浦委員のおっしゃったことは、先ほど私が申し上げたことと同じだと思う。第19条と第20条を、このまま載せるわけにはいかないだろうから、どのようにすれば議会内で意見集約ができるのかである。ここで、いろいろな議論をしても仕方がないかもしれない。
- 1条で処理するというのは、良く分かる。今の議論のところを少しトーンダウンしてはどうか。この提言書のままでなく、もう少し表現を軟らかくして、耳触りの良い言葉にしてはどうかと思う。

- その上で、議員として、議会としてまちづくりに取り組む姿勢がどうなのか。それから先の話については、議会での活動になるので、議会基本条例に委ねるということにすれば、まちづくり条例を土台にして議会基本条例ができているということになる。
- 議会側の対案の限りでいくと、市民の皆さんが議員や議会に期待していることが、意見表明・決意表明されていないように見えてしまう。いろいろなところで話が出てきているが、別の言い方をすれば、議会基本条例に取り組む姿勢を、ここで出しておいた方がいいのではないかと思う。
- 北田委員がおっしゃったような、議会への市民参加や情報公開については、いくつかすでに実施されているものもある。この提言書そのものは、議会基本条例が海のものとも山のものともつかない状態で作られたものであり、そこのところは、議会基本条例に少なくとも書かれている部分であるので、割愛しても、さほど大きな影響が出てくるものではないのではないかと思う。
- いろいろなご意見をいただき、感謝申し上げたい。議会についての文言が足りないと、市民の皆さんに心配されるのではないかというお話もいただいた。
- 議会としては、このような考え方であるということで提案させていただいた。皆さんのご意見を伺い、中山委員と私の二人で決めるわけにもいかないの、今日のお話を元に、三浦委員からもお話があったように、この1行では皆さんに納得いただけないということであれば、議会基本条例にも書かれていることで、中身は一緒であり、それを取り出して書くかどうかということについては、それほど問題はないのではないかと思う。今日は、持ち帰って検討させていただき、次回、改めて提案させていただきたい。
- 議会の役割と責務、議員の責務の2つの項目くらいを、議会の章にまとめればよいという捉え方を皆さんがしているという理解でよろしいか。
- 今のところは、そのような意見が大半である。
- 私の意見も少しだけ申し上げたい。皆さんがおっしゃっているように、役割と責務をどのような表現にするかは、改めてご提案いただければと思うが、この第19条と第20条をどこまで表現できるかというのが一つである。
- その中で、2点申し上げたいが、意思決定、調査・監視のほかに、政策立案が、今後の議会の役割の中で、相当大きな意味を持つてくることになると思う。今、議会改革ということで、いろいろな動きが出てきているが、その柱の一つが、議会自身からもいろいろな政策が出てくるようになるということである。
- これまでの議会に対して、批判として言われてきたのは、いわゆる「追

鈴木(敏)委員

中山委員

関谷会長

認議会」であり、きちんとやっている議会もあれば、そうでないところもあり、一概に言えるわけではないが、執行部から出てきたことをただ良しとして終わっていたということが、仮にあるとするならば、そうではない議会固有の役割として、議会ならではの政策を作っていくということが、大きく問われている。議会改革の流れを踏まえたときに、大事なポイントになると思うので、ご検討いただければと思う。

- もう一つは、まちづくり条例との関わりであるが、本日事務局から配布された「まちづくり条例における概念の整理」という資料の2ページ目をご覧ください。「市政」と「まちづくり」を整理したものであり、この協議会では、定義問題を改めて議論しなければならないところであるが、「まちづくり」は、この条例の中で、非常に広い範囲を想定しており、「まちづくり」の中に、「市政」と「市民活動」が包括されている。
- 議会基本条例は、「市政」の中の、議会の部分を律する条例である。議会と市長の緊張関係などをうたっている部分もあるが、基本的には、ここに焦点が合わせられている。議員がどのような形で議会運営をしていくのかという形で、議会基本条例が作られている。
- 我々が議論しているまちづくり条例は、市政や議会だけでなく、全体を射程に入れている。この「射程」でまちづくりを考えたときに、議会や議員が、全体のまちづくりをどう認識するのかという視点が、非常に大事である。この部分が、今の議論の中では決定的に抜けている。全国のいろいろな自治体で議会基本条例が存在しているが、そういう目線に立った議会基本条例は、実はほとんどない。
- つまり、議会のことは、どの議会基本条例でも描かれているが、まちづくり全体に対して、議会及び議員がしっかりそれを認識して、全体のためにその役割を果たしていくという視点が、大事になってくるのではないかと思う。この「全体を捉え、認識する」ということと、それを踏まえて、全体的な観点から、議会としての役割を果たしていくことである。
- 例えば市民活動の部分について、どのような形で考えれば、その部分が充実していくのか。それはもちろん行政が考えることでもあるが、議会としても、そのようなものの認識、配慮あるいは政策を考えていくということが、当然問われてくる。議会基本条例の中にもまだ書かれていない、まちづくり全体に対するまなざし、配慮、役割ということも、議会サイドとしてご検討いただき、その部分であれば、このまちづくり条例の中にも堂々と書けるのではないかと思う。
- いずれにしても、まちづくりという視点、また、政策立案ということも含めた議会の役割、責務などを、表現をどうするかはいろいろあると思うが、議会側で改めてご検討いただくことを、本日は確認したということにさせていただきたい。

- ちょうど時間となったので、今日はここまでとして、次回は引き続きの議論になるが、大変申し訳ないことに、2月19日の会議は、私がどうしても所用があって来られないので、次回の運営の仕方については、事務局とも相談しているところである。それも踏まえて、次回に向けた説明を事務局からお願いしたい。
- 事務局(企画
政策課主査)
- 次回の協議会は2月19日(木)を予定している。
 - 関谷会長からもお話があったように、会長はご都合が付かないため、会長が不在の場合の議長は、麻生副会長にお務めいただくことになっている。次回の議事運営については、会長、副会長と相談しながら、本日の会議を踏まえ、どう進めていくかを検討させていただきたい。
 - 会議資料については、次回が来週の木曜日となるため、郵送での送付は難しいことから、会場での配布とさせていただきたい。
 - 次回は、2月19日(木)13時から、本日と同じ502会議室にお集まりいただきたい。
- 関谷会長
- 次回、どこまでを取り上げるのかは、調整させていただきたい。いずれにしても、議会の中身をどうしていくのかということと、協議会で棚上げにしてあった住民投票をどうするかという議論が残っている。また、最初に戻って、前文、第1章総則の部分も残っている。定義の問題も、そこに含まれている。議会、住民投票、前文・総則に関する議論を、残りの回数の中で議論してまいりたい。
- 事務局(企画
政策課主査)
関谷会長
- お手元にお配りした資料は、高信委員から提供のあった新聞記事の写しである。ご参考にしていただければと思う。
 - 地方創生の動きは、どの自治体も、かなりバタバタとしているところだと思う。平成27年度中に計画をつくって実施せよとされており、しかも、記事にもあるように、プレミアム商品券などは、私のイメージでは、自治体にとって使いづらいようなものであると思う。国目線で作った選択肢であり、政策を組みづらい状況なのではないか。それはともかく、興味深い話題だと思うので、ご覧になっていただきたい。
 - 定刻を少し過ぎてしまったが、本日はこれで終了としたい。